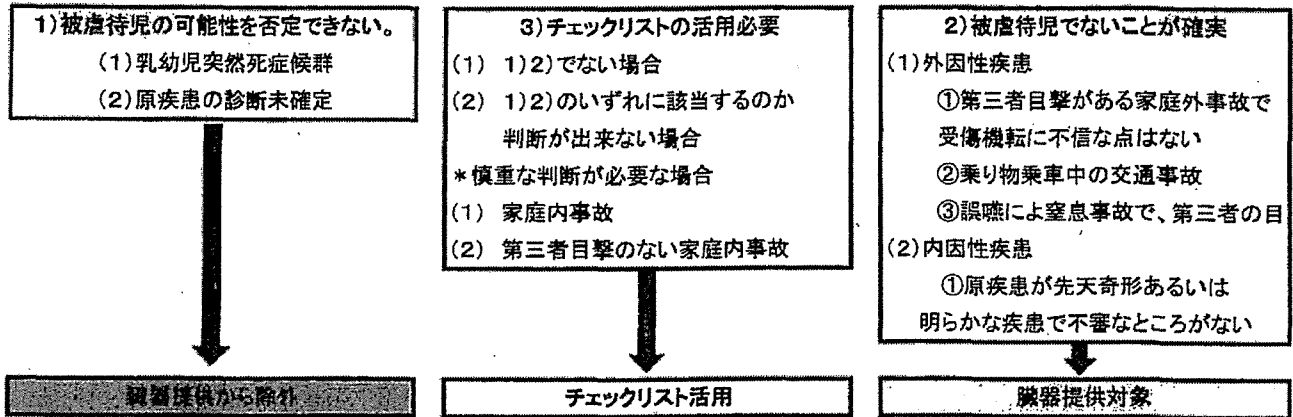


脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル

フローチャート+チェックリスト



チェックリスト

1) 次の(1)～(3)のうち1つでも該当がある場合は、その児童から臓器提供をしない。

(1) 虐待に特徴的な皮膚所見	<ul style="list-style-type: none"> ① 体幹、頭部、上腕、大腿に認められる複数の外傷 ② 同じ形をした複数の外傷 ③ 新旧織り交ざった複数の火傷 ④ 境界鮮明な熱傷、火傷 ⑤ バイト・マーク(噛み痕)
(2) 保護者の説明と矛盾する外傷	① 外傷の発生機序に関する保護者の説明が医学的所見に矛盾
(3) 当該児童の発達段階と矛盾する外傷	① 外傷の発生機序として保護者が説明した内容や外傷が当該児童の発達に矛盾する

2) 2歳未満の乳児の場合(4)～(6)の検査を施行し、虐待を疑う所見が一つで認められた場合は、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)虐待による頭部外傷(AHT)や、被虐待児症候群の可能性があるので慎重対応

乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)虐待による頭部外傷(AHT)の疑い	(4) 頭部CT * 必要に応じ頭部MRI、頭部MRI併用	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通事故以外で発生した硬膜下血腫 ② 交通事故以外の原因による外傷性びまん性軸索損傷や灰白質-白質断裂といったAHTを疑うべき脳実質損傷 ③ 原因不明の頸髄損傷
	(5) 倒像鏡又は、乳幼児用デジタル眼底カメラによる眼底検査(眼科医にコンサルトすることが望ましい)	<ul style="list-style-type: none"> ① 広汎で、多発性・多層性の眼底出血 ② 網膜分離症 ③ 網膜ひだ
被虐待児症候群 若しくは SBS/AHTの疑い	(6) 全身骨撮影(放射線科医にコンサルテーションすることが望ましい)必要に応じて胸部CTを施行する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 肋骨骨折 ② 長管骨の骨幹端骨折(バケツの柄骨折、骨幹端角骨折) ③ 保護者の説明と矛盾する骨折 ④ (原因不明の)骨折の既往

3) 次の(7)～(11)の中に該当するものがある場合、子供の虐待・ネグレクトがない事を確認出来ないなら、臓器提供をしない

(7) 児童相談所及び保健所・保険センターへの照会	<ul style="list-style-type: none"> ① 照会先から虐待・ネグレクトに関連する何らかの情報が有り ② 照会先から、きょうだいに関する虐待・ネグレクトの情報あり ③ きょうだいの中に、死因が明らかでない死亡者やSAID(疑)がいる情報あり
---------------------------	---

連絡先(クリック)	④ 保護者が覚醒剤、麻薬など違法薬物しようの情報あり
(8) 小児科医による成長状態の確認	① 医学的相応の理由がない成長曲線(身長、体重)標準から大きく下方(非器質性発育障害(NOFIT)の疑い) ② 医学的相応のないあう時点からの頭囲成長曲線の上方向へのズレ(虐待による頭部外傷の後遺症としての頭囲拡大の疑い)
(9) ネグレクトが疑われる状況	① 乳幼児(障害児の場合は発達段階として6歳未満と考えられる)であるのに乳幼児だけで外遊びをさせる、危険物を放置し安全管理しないなど、保護者が適切に監督していないことが明白である。 ② 飢餓状態が疑われる ③ 嘔吐や下痢など相応の理由がないのに、脱水状態となっている。
(10) 受診の遅れ	① 当該児童の症状に気付いてから受診行動に移るまでに長時間を要して、その理由を合理的に説明ができない。
(11) 兄弟の不審死	① 家族歴の聴取及び児童相談所・保健所・保険センター・警察への照会によって、きょうだい(異母、異父きょうだいも含む)の中に、死因が明らかでない死亡者やSIDS(疑)がいるという情報が得られた。

4) 次の(12)～(18)に該当事項がある場合、総合的に判断し、虐待やネグレクトがない事を確信できる場合のみ臓器提供可能

(12) 児童相談所、保健所、保健センターへの照会	① 照会先から家庭内において配偶者暴力(DV)たあるという情報が寄せられた
(13) 警察への照会(照会しても情報が得られない場合は無と判断してよい)	① 警察から当該児童やそのきょうだいについて子供の虐待・ネグレクトに関連する何らかの情報が得られた。 ② 当該児童は乳幼児で、徘徊等で警察に保護された事がある ③ 当該児童のきょうだいの中に、死因が明らかでない死亡者やSIDS(疑)がいるという情報が得られた。 ④ 保護者が覚醒剤や麻薬などの違法薬物を使用しているという情報が得られた。 ⑤ 当該児童の家庭において配偶者暴力(DV)かあるという情報が得られた。
連絡先(クリック)	
(14) 小児科医による母子健康手帳の確認	① 母親は必要な妊婦検診を受けていなかった ② 出産に際して、医師もしくは助産師などの信頼に足る大人の立ち会いが無かった ③ 出生届や出生連絡票が提出されていない ④ 当該児童は妥当な理由がないにもかかわらず、先天性代謝異常の検査、乳幼児健診、予防接種等の必要な保健医療サービスを受けていない
(15) ネグレクトの否定ができない状況	① 皮膚の衛生が保たれていない ② 見処置の多発性齲歯
(16) 医療ネグレクトの疑い	① 必要な治療を拒否したことがある ② 必要だったにも関わらず、医療が中断されたことがある ③ 受診の遅れを疑わせる記録が残っている(医療ネグレクトのほか、虐待の隠蔽を示唆する場合もある)
(17) 教育ネグレクトの疑い	① 保護者の都合で不登校になった既往がある
(18) 代理によるミュンヒハウゼン症候群(MSBP)の疑い	① 医療機関から紹介状を持たずに、当該児童の病気を訴えドクターショッピングを繰り返していた。 ② 医学的に説明のできない症状を呈していた。 ③ 保護者の訴える症状と臨床所見との間に矛盾がある。

5) 通常の検査では原因が推定できない神経学的症状を認めた場合は、「トライエージ(Traige ®)」等の検査キットを使って、尿・血液、胃内容物等の薬物検査を行う。必要に応じてアルコール血中濃度も測定する。薬物が検出された場合は、その児童から臓器提供をしないものとする。

「トライエージ(Traige ®)」で検出できる薬物:

フェンシクリジン(PCP)	ベンゾジアゼピン類(BZO)
コカイン類(COC)	アンフェタミン類(AMP)
大麻類(THC)	オピエート類(ONI)
バルビツール酸類(BAR)	三環系抗うつ薬類(TCA)

1. (1)～(10)ないし(5)の一つでも該当する項目がある場合
2. (12)～(18)に該当する項目があり、詳しい調査の結果でも、総合的に虐待がないと判断できない場合



臓器提供の対象から除外

1. 項目で該当するものが無い場合
2. (12)～(18)に該当するものがないか、詳しい調査の結果、総合的な虐待はないと判断できる場合



臓器提供の対象とする

出典：平成21年厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」

日本子ども虐待医学研究科全事務局長 山田不二子

259-1131 神奈川県伊勢原市伊勢原1-3-47 電話・FAX:050-2014-4814 Email:y-fujiko@mue.biglobe.ne.jp